

山口市国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第6項の規定に基づく国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付に係る事務処理について規定するものとする。

(対象者)

第2条 資格証明書の交付対象者は、法第9条第3項の規定に基づき、平成12年度第1期以降における国民健康保険料及び国民健康保険税（以下「保険料等」という。）の納期限から厚生労働省令で定める期間（1年間）が経過するまでの間において、当該納期に係る保険料等を納付しない世帯主とする。

(除外者)

第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する被保険者に対し、資格証明書を交付しない。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給対象者
- (2) 厚生労働省令で定める公費負担医療の対象者
- (3) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第1条各号に定める特別の事情があり、保険料等を納付することが困難であると認められる世帯の世帯主
- (4) 資格証明書の交付を受ける世帯主の世帯に属する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者
- (5) その他特に市長が認める者

(特別の事情に係る判定基準)

第3条の2 前条第3号に規定する特別の事情とは、次の各号に掲げる事由により保険料等を納付することができないと認められる事情とする。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと。
 - ア 火災、風水害等の災害を受け、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼす程度の損害であること。
 - イ 詐欺、横領又は盗難等により財産を損失したこと。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が、病気にかかり又は負傷したこと。
 - ア 生活に重大な支障を及ぼす程度のものであること。
 - イ 慢性の疾病又は負傷により、概ね3箇月以上同一医療機関への入院又は通院を要するものであること。ただし、通院にあっては、当該通院によって就労が具体的に妨げられていること。
 - ウ 親族とは、民法第725条の各号に掲げるものとする。
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
 - ア 他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。

イ 給与所得者については、離職し再就職をしていない場合についても該当するものとする。

(4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき。

ア 他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。

イ 給与所得者については、給与未払いがある場合についても該当するものとする。

(5) 第1号から第4号までに類する事由があったこと。

2 前項に規定する生活に重大な支障を及ぼす程度とは、保険料等の減免に係る規定の定めるところによる。

(特別の事情等の届出)

第4条 世帯主は、第3条各号のいずれかに該当し、通常の有効期間の被保険者証(以下「被保険者証」という。)の交付を受けようとする場合において、同条第1号及び第2号に該当するときは、「公費負担医療に関する届(様式第1号)」を、同条第3号に該当するときは、「特別の事情に関する届(様式第2号)」を市長に提出しなければならない。ただし、保険者で確認できるときはこの限りでない。

(交付対象者の認定)

第5条 市長は、資格証明書の交付対象者について、客観的かつ公平に判断するため、資格証明書交付判定委員会(以下「委員会」という。)に諮り認定する。

(委員会の組織)

第5条の2 委員会は、総務部長、健康福祉部長、税務担当部長、総務部次長、健康福祉部次長、収納課長及び保険年金課長をもって組織する。ただし、税務担当部長が不在であるときは、税務担当理事又は税務担当参事をもって充てる。

(委員長)

第5条の3 委員会に委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第5条の4 委員会は、被保険者証、短期被保険者証及び資格証明書の有効期間満了前に委員長が招集し、委員の過半数をもって成立する。ただし、必要があるときは、委員長が招集することができる。

(委員会の職務)

第5条の5 委員会は、資格証明書の交付について可否を決定し、その結果を市長に報告するものとする。

(委員会の特例)

第5条の6 委員会は、委員の持回り審議に付してその開催に代えることができる。

(更新時における資格証明書の交付)

第6条 市長は、更新時において、更新前に短期被保険者証又は被保険者証の交付を受けている世帯主に対し、資格証明書を交付しようとするときは、「国民健康保険料等の納付について(様式第3号)」を送付し、弁明の機会を付与するものとする。ただし、更新時において、既に資格証明書の交付を受けている場合は、世帯主に対し、「国民健康

保険料等の納付について（様式第4号）を送付するものとする。

- 2 前項の弁明は、「弁明書（様式第5号）」によって行うものとする。
- 3 市長は、第1項による通知をしたにもかかわらず、納付相談及び指導に応じず、第3条又は第10条第1項各号のいずれにも該当しないときは、第5条に規定する委員会に諮り認定を受けなければならない。
- 4 市長は、前項による認定を受けた世帯主のうち短期被保険者証及び被保険者証の交付を受けている世帯主に対し、「国民健康保険被保険者証返還通知書（様式第6号）」により通知し、被保険者証の返還を求めるものとする。
- 5 市長は、被保険者証の有効期限の翌日に「国民健康保険被保険者資格証明書の交付について（様式第7号）」を添え、世帯主に対し、その世帯に属する被保険者の資格証明書を交付する。
- 6 市長は、資格証明書交付台帳を作成し、管理するものとする。
（マル学又はマル遠の申請）

第7条 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主からその世帯に属する被保険者に係るマル学又はマル遠の申請があった場合において、第3条の規定に該当しないときは、当該世帯主に対し、当該被保険者の資格証明書を交付する。

（資格証明書の再交付）

第8条 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主から再交付の申請があったときは、被保険者証に準じた取扱いを行う。

（有効期間）

第9条 資格証明書の有効期間は原則として6箇月とする。ただし、更新時以外の交付については、この限りでない。

（短期被保険者証及び被保険者証の交付）

第10条 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、その世帯主に対し、その世帯に属する被保険者の短期被保険者証を交付する。

(1) 納付により保険料等（付随する督促手数料を含む。）の滞納期間が6箇月以上1年未満となったとき。

(2) 指導に従った納付が継続されると認められるとき。

(3) その他特に市長が認める者

2 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、その世帯主に対し、その世帯に属する被保険者の被保険者証を交付する。

(1) 納期限から6箇月以上経過した滞納保険料等（付随する督促手数料を含む。）をすべて納付したとき。

(2) その他特に市長が認める者

3 世帯主が資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が第3条各号のいずれかに該当する者となったときは、市長は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

4 前項の場合において、第3条各号のいずれかに該当し、被保険者証の交付を受けようとする者は、世帯主が届出をしなければならない。ただし、保険者で確認できるときは

この限りでない

(世帯異動)

第11条 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主から世帯合併、世帯分離、世帯間異動、世帯主変更その他世帯異動の届出があった場合において、異動後の世帯主が第2条に該当するときは、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者の資格証明書を交付し、山口市国民健康保険短期被保険者証交付要綱第2条に該当するときは短期被保険者証を交付する。その他のときは被保険者証を交付する。

(資格証明書交付世帯の再加入)

第12条 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主及びその世帯に属する被保険者が国民健康保険の資格を喪失し、再び国民健康保険に加入した場合において、再加入後の世帯主が第2条に該当するときは、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者の資格証明書を交付し、山口市国民健康保険短期被保険者証交付要綱第2条に該当するときは短期被保険者証を交付する。その他のときは被保険者証を交付する。

(納付相談の継続)

第13条 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主に対して、その交付中においても、納付相談等を継続して行い、滞納保険料等の自主的な納付を促進するものとする。

(特別療養費の支給)

第14条 資格証明書により診療を受け、医療機関の窓口で診療費の全額を支払った被保険者の属する世帯の世帯主は、その療養に要した費用に係る特別療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険法施行規則第27条の5の規定による「国民健康保険特別療養費支給申請書(様式第8号)」を市長に提出しなければならない。

(保険給付の支払に係る一時差止)

第15条 市長は、保険料等の納期限から国民健康保険法施行規則第32条の2で定める期間(1年6箇月)経過後も保険料等を納付しない世帯主に対し、当該世帯主から申請のあった高額療養費、療養費、特別療養費及び葬祭費の全部又は一部について、その支払を一時差止めるものとし、「国民健康保険給付の支払に係る一時差止について(様式第9号)」により通知する。ただし、葬祭費については、葬祭を行った者が世帯主でないときは、一時差止は行わないものとする。

(一時差止に係る保険給付の額からの滞納保険料等の控除)

第16条 市長は、前項の一時差止以降、2箇月经過後においても納付指導等に応じず滞納している世帯主に対し、国民健康保険法第63条の2第3項の規定により一時差止に係る保険給付の額から保険料等滞納分を控除する旨、「国民健康保険料等控除通知書(様式第10号)」により通知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日までに合併前のこの基準に相当する規程によりなされた行為は、この基準の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

- 3 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日の前日までに、改正前の山口市国民健康保険被保険者資格証明書交付事務取扱基準に基づきなされた行為は、この基準の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式第1号

公費負担医療に関する届

年 月 日

(あて先) 山口市長

世帯主 住 所
氏 名
個人番号

次のとおり被保険者証、被保険者資格証明書を添えてお届けします。

1 公費負担医療の受給被保険者 (受給者となった被保険者)			
住 所			
氏 名		個人番号	
2 公費負担医療の名称			
3 公費負担医療の受給者番号			
4 受給 (受給対象者となった) 年月日		年	月 日
5 被保険者記号・番号			
6 被保険者資格証明書の交付年月日		年	月 日

※ 規定による医療等を受けることができる者であることを証明する書類 (受給者証等) を添付すること。

注1 被保険者資格証明書の交付を受けていない場合は、交付年月日の記入の必要はありません。

2 被保険者資格証明書と被保険者証の両方の交付を受けている場合は、被保険者記号・番号と被保険者資格証明書の交付年月日を記入してください。

様式第3号

第 号
年 月 日

様

山口市長



国民健康保険料等の納付について

あなたの世帯の国民健康保険料等につきましては、納期限から1年が経過した現在も納付されておられません。

このまま、特別の事情等もなく、保険料等の滞納が続きますと、国民健康保険法第9条第3項により被保険者証の返還を求め、第6項により被保険者資格証明書の交付を行うこととなります。

被保険者資格証明書で受診される場合は、医療費を一旦全額自己負担していただくとはなりません。

つきましては、下記のとおり納付相談を行いますので、この通知書を御持参の上、必ず御来庁ください。

公費負担医療の受給者になったときは、同封の「公費負担医療に関する届(様式第1号)」を、また、納付できない特別の事情があるときは、「特別の事情に関する届(様式第2号)」を最寄りの総合支所 国保担当課に御持参ください。

保険料等を滞納していることに対して弁明があるときは、「弁明書(様式第5号)」に御記入の上、下記の相談場所に御持参ください。

なお、本書と行き違いに納付された場合は御容赦ください。

記

- 1 相談期間
- 2 相談場所
- 3 弁明書の提出期限

様式第 4 号

第 号
年 月 日

様

山口市長



国民健康保険料等の納付について

あなたの世帯の国民健康保険料等につきましては、納期限から 1 年が経過した現在も納付されておられません。

このまま、特別の事情等もなく、保険料等の滞納が続きますと、国民健康保険法第 9 条第 6 項により被保険者資格証明書の交付を行うこととなります。

被保険者資格証明書で受診される場合は、医療費を一旦全額自己負担していただく必要はありません。

つきましては、下記のとおり納付相談を行いますので、この通知書を御持参の上、必ず御来庁ください。

公費負担医療の受給者になったときは、同封の「公費負担医療に関する届(様式第 1 号)」を、また、納付できない特別の事情があるときは、「特別の事情に関する届(様式第 2 号)」を最寄りの総合支所 国保担当課に御持参ください。

なお、本書と行き違いに納付された場合は御容赦ください。

記

1 相談期間

2 相談場所

様式第5号

年 月 日

(あて先) 山口市長

世帯主 住 所
氏 名

弁 明 書

(具体的に理由を記入のこと)

1 提出先 最寄りの総合支所 国保担当課

2 提出期限 年 月 日まで

※提出期限経過後は、弁明の機会を付与したものとみなします。

3 滞納明細

年度	期別	滞 納 額	年度	期別	滞 納 額

※上記の明細は、直近の滞納額を記載しています。詳しくは
へお問い合わせください。

国民健康保険被保険者証返還通知書

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第3項の規定により、下記のとおり被保険者証の返還を求めます。

ただし、同条第6項の規定により、 年 月 日以降生まれの方の被保険者証については除きます。

年 月 日

山口市長



記

- 返還期日 年 月 日
- 場 所 最寄りの総合支所 国保担当課
(来庁時には、被保険者証及び本通知書を御持参ください。)
- 理 由 特別の事情等がないのに保険料等を滞納しているため。
- 返還後の措置 被保険者資格証明書を交付します。
(医療費については、医療機関等の窓口で一旦全額を支払うことになります。)

※ この処分不服があるときは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山口県国民健康保険審査会(山口市滝町1-1)に対して、文書又は口頭で審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)提起しなければなりません。

なお、この決定の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。

5 問い合わせ先

第 号
年 月 日

様

山口市長



国民健康保険被保険者資格証明書の交付について

あなたの世帯につきましては、これまで再三にわたり保険料等の納付を通知してまいりましたが、納付状況が、被保険者証を交付できる基準に達しておりません。

そのため、国民健康保険法第9条第6項の規定に基づき被保険者資格証明書を交付します。

なお、被保険者資格証明書の取扱いについては、下記のとおりです。

記

1 被保険者証の交付

滞納している保険料等を完納したとき、滞納額が著しく減少したとき、納付できない特別の事情があると認められるとき(届が必要)、又は公費負担医療の受給者になったとき(届が必要)は、被保険者証を交付します。

2 被保険者資格証明書の提示

診療を受けるときは、医療機関等の窓口で被保険者資格証明書を提示してください。

3 医療費の取扱い

医療費については、医療機関等の窓口で一旦全額を自費でお支払いいただくことになります。後日、市役所窓口において、一部負担金を除いた額の払戻しを特別療養費として申請していただき、支給額の一部又は全部を滞納保険料等に充当させていただくことになります。

4 問い合わせ先

様式第9号

第 号
年 月 日

様

山口市長



国民健康保険給付の支払に係る一時差止について

年 月 日に申請のありました については、
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第63条の2第1項の規定により、その支払
を一時差止めます。

なお、一時差止理由及び支払要件は下記のとおりとなります。

記

- 1 一時差止理由 特別の事情がないのに保険料等を滞納しているため
- 2 支払要件 滞納している保険料等を完納したとき、滞納額が著しく減少したとき、又は納付できない特別の事情等があると認められるとき(届が必要)は、支払を行います。

※ 納付できない特別の事情等があるときは、下記へお問い合わせください。

- 3 お問い合わせ先

様式第10号

第 号
年 月 日

様

山口市長



国民健康保険料等控除通知書

年 月 日に申請がありました については、
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2第3項の規定により一時差止
に係る保険給付の額から、滞納保険料等を控除しますので通知します。

記

1 控除理由 一時差止後の納付指導によっても滞納保険料等が納付されないため

2 一時差止に係る保険給付の額 円

3 控除滞納額及び納期限

年度	期別	滞納額	納期限

4 問い合わせ先